

福島県指令北保第1-28号

住 所 伊達市保原町字四丁目14

氏 名 あぶくま食品株式会社

令和 6 年 4 月 25 日 付けで申請のあった 漬物製造業
については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定により、次の
条件を付して許可します。

令和 6 年 5 月 7 日

福島県北保健所長 小谷 尚克



条 件

- 許可期間 令和 6 年 5 月 7 日 から
令和 13 年 7 月 末 日 まで
- 営業所の所在地
伊達市保原町字清水町34-2
- 営業所の名称、屋号又は商号
あぶくま食品株式会社
- 営業の種類及び種目（条件）
漬物製造業

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。